

平成30年6月

第68号

# 住宅だより

編集と発行

名古屋市住宅都市局  
名古屋市住宅供給公社

発行日/平成30年6月18日

## 〈まだ収入申告書を提出されていない方へ〉 収入申告書は必ず提出してください

(定住促進住宅にお住まいの方は該当いたしません。)

提出に際して、収入がある方は、必ず収入を証明する書類を添付してください。  
なお、収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅なみの家賃となりますので、まだ提出されていない方は、期限までに提出してください。

収入申告書(兼家賃減免申請書)の提出は、現在家賃減額を受けている方にとって減額更新手続きとなります。(駐車場使用料減額も含む)

●提出期限…必ずお守りください。

平成30年6月29日(金)

収入申告書を提出されませんと  
民間賃貸住宅なみの家賃に  
なりますのでご注意ください。

### 収入申告書を紛失された方は

お近くの管理事務所、方面事務所に用意してあります。なお、減免を受けている方は収入申告書の用紙が異なりますので、その旨をお申し出ください。



●家賃は納期限までに必ず納めてください。

●お支払いは、便利な口座振替をぜひご利用ください。

お問合せ先

名古屋市住宅供給公社……収 納 課……TEL.052-523-3882 FAX.052-523-3869  
TEL.052-523-3885

東部事務所……TEL.052-774-3871 FAX.052-774-3872

西部事務所……TEL.052-303-2251 FAX.052-303-2253

南部事務所……TEL.052-823-1315 FAX.052-823-1317

北部事務所……TEL.052-529-1261 FAX.052-523-7151

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課……TEL.052-972-2956 FAX.052-972-4173



# 収入申告義務の免除制度が始まりました

平成30年6月1日に名古屋市営住宅条例が一部改正され、**名義人が、「認知症である者、知的障害者、精神障害者」に該当する場合は、事前に届出をしていただくことにより、収入申告義務が免除される制度が始まりました。**

- 届出には、これらの要件に該当することを証明する書類(診断書、障害者手帳のコピー等)が必要になります。
- 届出に必要な書類等、詳しい内容については、**名古屋市住宅供給公社収納課(052-523-3882)へお問い合わせください。**

※なお、申告義務のある名義人が亡くなった場合等は、免除の適用がなくなります。

## 意見申出について

※主に、世帯員の合計所得に変動があった場合等の手続きです

〈定住促進住宅にお住まいの方は該当しません。〉

失職、扶養親族の異動などにより、収入認定の内容に変更が生じた場合、**意見申出の手続きをすることにより家賃が変わる場合があります。月末までに受け付けたものを審査し、承認されたものについては、翌月から変更します。**

### 意見申出できる(可能性のある)主な具体例

- 失職した、退職した。(転職の場合は除きます。)
- 廃業した。(転職の場合は除きます。)
- 平成28年に比べ、平成29年の所得が減少した。
- 傷病または育児により休職している。(概ね6ヶ月以上継続して就業不能であること。)
- 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の交付を受けた。
- 所得のある同居人(配偶者を除きます。)が転出した。
- 配偶者と離婚し、所得のある名義人または配偶者が転出した。
- 所得のある名義人または同居人が亡くなった。
- 所得税法上の扶養親族が増えた。
- 難病の指定を受けた。 など。

※上記の例は、主なものです。この他にも意見申出できる(可能性のある)場合があります。

※それぞれの場合に依じて、手続き時には添付書類が必要です。

※上記の例に該当していても、申請いただいた内容によっては、意見申出できない場合があります。

※意見申出は、収入申告とは別に手続きが必要です。

**意見申出の可・不可や、意見申出時に必要な添付書類等、詳しい内容については、お近くの管理事務所又は方面事務所でお尋ねください。**



# 収入超過者・高額所得者の皆さまへ

市営住宅は、低所得者の方を対象とした公共賃貸住宅です。入居を待ち望んでおられる多くの方のために、できるだけ早く自発的に退去していただきますよう、収入超過者・高額所得者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

収入超過者及び高額所得者の認定基準については、以下のとおりです。

		基準額
収入超過者	公営住宅	所得月額 158,000 円超 (裁量階層世帯は 214,000 円超)
	改良住宅	所得月額 114,000 円超 (裁量階層世帯は 139,000 円超)
高額所得者		高額認定月額 313,000 円超

※裁量階層世帯とは、高齢者のみで構成された世帯、身体障害者(1級～4級)、中学校修了前の子どもがいる世帯などです。

## 収入超過者の皆さまへ

収入超過者に認定された方には、住宅の明渡努力義務が課されています。自発的な退去に努めてください。転居先で公共的な住宅をお探しの方は、下記又は「栄市民サービスコーナー住まいの窓口」(電話：052-264-4682)にご相談ください。

## 高額所得者の皆さまへ

高額所得者に認定された方は、明渡請求を受けます。高額所得者の方には、公社からお知らせの文書をお送りして、転居計画の把握に努めるとともに移転のご相談など承っております。転居計画等について、下記の相談窓口へご連絡をお願いいたします。

### ●明渡請求制度のお問合せ先●

名古屋市住宅供給公社 相談窓口

●営業時間／午前8時45分～午後5時15分  
(毎週木曜日は午後7時まで受付)

**TEL.052-523-3882**

●休業日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始

なお、転居先として公共的な住宅をお探しの方は、下記住宅についてご検討されてはいかがでしょうか。世帯の収入により、子育て支援減額制度等(定住促進住宅)が適用されます。

#### 《定住促進住宅》

平成30年5月1日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
貝田荘1棟	名古屋市西区貝田町1丁目86番地	3LDK	74.51㎡	83,100円
春田荘A棟	名古屋市中川区春田二丁目32番地	3LDK	74.44㎡	70,500円
シティファミリー鴨浦	名古屋市港区野跡二丁目5番4号	3LDK	76.59㎡	73,400円
エコビレッジ志段味	名古屋市守山区大字吉根字日の後603番地	2LDK-3LDK	66.51㎡～78.89㎡	64,000円～74,000円
シティファミリー小坂	名古屋市緑区小坂一丁目901番地	2LDK-3LDK	74.50㎡	75,000円

※上記以外の住宅もございます。※公社ホームページでもご覧いただけます。ホームページアドレス <http://www.jkk-nagoya.or.jp>

名古屋市住宅供給公社

#### 《定住促進モデル住宅・一般賃貸住宅》

平成30年5月1日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
シティファミリー八事	名古屋市昭和区滝川町47番地の40	2LDK～4LDK	59.18㎡～93.75㎡	75,000円～167,100円
ももやま荘	名古屋市緑区桃山四丁目201番地	3DK	54.81㎡	34,200円～53,500円

※上記以外の住宅もございます。※公社ホームページでもご覧いただけます。ホームページアドレス <http://www.jkk-nagoya.or.jp>

名古屋市住宅供給公社



## 高齢者等対応設備設置を通年で募集します

名古屋市では、高齢者の方などに住宅をより快適にご利用いただくため、対象者の方に対応設備(下記)の設置工事を行っております。

設置を希望される方は、お近くの管理事務所又は方面事務所にお申し込みください。なお、設置工事費は無料です。

### ●設置設備について

- (1) 和式便器の洋式化  
和式便器の上に簡易キットを設置し、洋式便器と同様にご使用いただけます。  
(手すりも設置します。)
- (2) 浴室、トイレの手すりの設置  
浴室(浴槽の横壁)、トイレ(トイレの壁)へ手すりを1か所設置するものです。  
(既に設置済みの方は、お申し込みできません。)
- (3) 玄関前階段の手すりの設置  
タウンハウス1階住戸のみに設置するものです。  
(既に設置済みの方は、お申し込みできません。)
- (4) ドアノブ(玄関)のレバーハンドル化  
玄関のドアノブをレバーハンドルに変更するものです。  
(既に設置済みの方は、お申し込みできません。)

※住宅によっては、設置対象外のものもあります。

### ●対象者について

- (1) 満60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までに該当する障害を有する方
- (3) 戦傷病者手帳(恩給法の特別項症から第6項症または第1款症)所持者の方
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた方
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項の規定による支給認定を受けている方

※お申し込みの際は、対象者であることがわかる書類の添付が必要です。



## 家財の保険（火災保険）に加入しましょう

あなたの部屋からはもちろん、近隣の部屋からも、もし、火災が起きてしまったら、大切な家財が燃えてしまったり、消火活動で水浸しになって使用できなくなってしまうことも考えられます。

もしもの時に備えて、家財の保険（火災保険）に加入しましょう。



※保険の加入は任意です。

※特定の保険のあっせんは致しません。

各保険会社の商品を幅広くご検討ください。

## 自治会に加入しましょう

年齢も考え方も違う入居者の皆さんが、同じ団地内で暮らしていくためには、他人への思いやりとお互いの協力が不可欠であり、入居者間のとりきめも必要になります。

いざという時にお互いが助け合い、皆さんが安心・安全で快適に暮らすために必要となる一番身近な組織が“自治会”であり、加入していただくことが重要です。



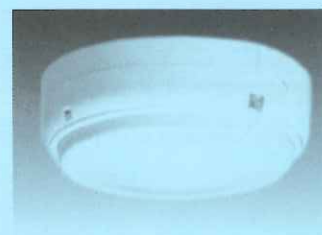


# 住宅用火災警報器について

平成19年度までに設置した住宅用火災警報器の電池寿命である10年が経過するため、平成28年度と平成29年度に一斉に取替工事を行いました。

工事期間中、ご都合等により取替工事が完了していない方は、名古屋市住宅供給公社保全課までご連絡ください。

また、故障等が発生した際にも名古屋市住宅供給公社保全課までご連絡ください。



※天井に感知器が設置されている住宅は対象外になります。  
(例) 自動火災報知設備の感知器(上の写真)



ご注意ください

名古屋市住宅供給公社保全課 ☎052-523-3895

火災警報器に限らず、消火器、鍵の取替え等の悪質な訪問販売には、十分注意してください。「すぐ設置しなければ」などと、強引に契約を迫る業者に、だまされないようにしてください。

# 住宅に関するお問合せ先

## ■北部事務所

北区、西区、中区の住宅及び、山田東荘、千種荘に居住している方。

TEL.052-529-1261  
FAX.052-523-7151

## ■西部事務所

中村区、中川区、港区(荒子川以西、ただし、当知西荘、惟信南荘を除く)の住宅に居住している方。

TEL.052-303-2251  
FAX.052-303-2253

## ■東部事務所

千種区(千種荘を除く)、東区(山田東荘を除く)、昭和区、守山区、名東区の住宅に居住している方。

TEL.052-774-3871  
FAX.052-774-3872

## ■南部事務所

瑞穂区、熱田区、港区(荒子川以東、および当知西荘、惟信南荘)、南区、緑区、天白区の住宅に居住している方。

TEL.052-823-1315  
FAX.052-823-1317

## 「時間外緊急連絡センター」

ここにさっそく至急

TEL.052-523-4900の

### 受付時間

月曜日～水曜日 金曜日	午後5時15分～ 翌日午前8時45分
木曜日	午後7時～ 翌日午前8時45分
休所日	午前8時45分～ 翌日午前8時45分

※このセンターでは、

**特に緊急を要する修繕のみ受付**します。  
このため、修繕の内容によっては、翌日以降に修繕を実施する場合があります。

- 休所日/土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- 受付時間/午前8時45分～正午/午後1時～午後5時15分
- ※毎週木曜日は午後7時まで受付を行います。